解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月二十九日開催の定期集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月一日

大阪市西淀川区姫島三丁目三番二六号

阪神住建リバーサイドヴィラ姫島管理組合法人

清算人　村山　真一

解散公告（第二回）

当事業組合は平成二十四年九月六日付大阪府指令市整第一三八三―二号により解散したので、当事業組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月一日

大阪府岸和田市土生町二丁目三〇番二二号

東岸和田駅東地区防災街区整備事業組合

代表清算人　柳川　重昌

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月一日

高知市福井東町三九番五―九号

医療法人清風会

清算人の住所　高知市鷹匠町二丁目三番三五号

清算人　髙野　純行

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年七月十九日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月一日

北海道様似郡様似町大通一丁目二一番地

様似町土地開発公社

清算人　木下　好和

配当公告

北海道千歳市北斗三丁目一六番二号

破産者　株式会社正木土建

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第二四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五五八、四八七、一四七円

一、配当をすることができる金額

金四三、六八六、二二八円

平成二十四年十月一日

札幌市中央区大通西一〇丁目ダンロップＳＫビル七階

破産管財人　窪田もとむ

配当公告

新潟県長岡市小国町千谷沢二〇三番地

破産者　藤田　勉

右の者に対する新潟地方裁判所長岡支部平成二十三年（フ）第二三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八四、九八四、四四〇円

一、配当することのできる金額

金一〇、七九九、二八八円

平成二十四年十月一日

新潟県長岡市東坂之上町一丁目二番六号―四〇一

破産管財人　弁護士　米山　孝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中央二丁目四二八番地、最後の住所茨城県土浦市板谷一丁目四七八番地

三　グループホーム和楽樹

被相続人　亡　成嶋てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

茨城県牛久市田宮二丁目二二番地二

相続財産管理人　岩田　哲孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷五丁目一六番地、最後の住所千葉県銚子市猿田町四四〇番地　猿田荘

被相続人　亡　竹田　攻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号

ＫＡ中央ビル四階　菊地秀樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市子安町一丁目一三番、最後の住所東京都八王子市諏訪町四一〇番地四

被相続人　亡　長岡　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉一丁目四一番地、最後の住所東京都台東区竜泉一丁目一八番二号

被相続人　亡　山田　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

事務所東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠田　省二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市石原町一六三四番地、最後の住所群馬県高崎市小八木町五九七番地八

被相続人　亡　堀内　章夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

事務所東京都中央区銀座六―一三―一六銀座ウォールビル九階橋元綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　児島　雅彬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城二丁目一二九番地、最後の住所東京都杉並区高井戸東四丁目一二番三一号ライフニクス高井戸一一六

被相続人　亡　新井志津江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市伏見区桃山町松平武蔵四〇番地、最後の住所東京都渋谷区上原一丁目三六番一六号プレミエーレ代々木上原四〇九号

被相続人　亡　掃部　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池村　聡

第26期決算公告　平成24年9月28日

東京都港区赤坂3丁目11番3号

株式会社シアーズ

代表取締役　加藤　健実

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	917,149
	固定資産	198,794
	資産合計	1,115,944
負債及び純資産の部	流動負債	325,086
	固定負債	353,148
	株主資本	437,189
	資本金	359,698
	資本剰余金	61,787
	資本準備金	61,787
	利益剰余金	15,703
	その他利益剰余金	15,703
	（うち当期純利益）	(14,455)
	新株予約権	520
	負債・純資産合計	1,115,944